議案第１１６号

京丹後市営住宅条例の一部改正について

京丹後市営住宅条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和８年９月３日提出

京丹後市長　中　山　　泰

提案理由

市営住宅周枳団地の建替えに伴う分筆・測量登記の結果により、所要の改正を行うものである。

（別記）

京丹後市営住宅条例の一部を改正する条例

京丹後市営住宅条例（平成１６年京丹後市条例第２０１号）の一部を次のように改正する。

別表「周枳団地」の項中「京丹後市大宮町周枳１８２３番地」を「京丹後市大宮町周枳１８２３番地の１」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市営住宅条例(平成16年京丹後市条例第201号)新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>京丹後市営住宅条例

平成16年4月1日
条例第201号

本則　(略)
別表(第3条関係)
<table><tr><th>団地名</th><th>設置場所</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>周枳団地</td><td>京丹後市大宮町周枳1823番地</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table></td><td>京丹後市営住宅条例

平成16年4月1日
条例第201号

本則　(略)
別表(第3条関係)
<table><tr><th>団地名</th><th>設置場所</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>周枳団地</td><td>京丹後市大宮町周枳1823番地の1</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>
附　則
この条例は、公布の日から施行する。</td></tr>
</table>

○京丹後市営住宅条例の一部改正について

議案第１１６号　参考資料①

（周枳団地の設置場所改正の経過）

昭和 41 年	旧周枳団地が完成。 複数筆の土地のうち、代表地番 1823 番地を条例上の設置場所として規定。 （住居表示も同様に 1823 番地を使用）	
昭和 45 年	国道拡幅に伴い、1823 番を **1823 番 1**、1823 番 2 に分筆。	団地は同一場所に存続していたため、条例上の設置場所は従前 1823 番地を継続使用。(建物が存続する間は従前地番を住所表記として継続する運用）
昭和 59 年	市道拡幅に伴い、**1823 番 1** を 1823 番 1、1823 番 3 に分筆。	
令和 4 年	1824 番 1、1827 番 1、1828 番 1、1831 番 1 を **1823 番 1** に合筆。	建替えに際して境界確定を実施。旧団地敷地（複数筆）を合筆。
令和 8 年	**1823 番 1** を 1823 番 4、1823 番 5、1823 番 6 に分筆。	新市営住宅周枳団地完成に伴い、住宅用地・道路用地・余地に分筆

位置図



「地図データ」（国土地理院）をもとに京丹後市作成
https://maps.gsi.go.jp/#16/35.629928/135.056691/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1

分筆後地番見取図

議案第１１６号　参考資料③

建替完了に合わせて分筆【R8】

設置場所：1823番地の1

